

一般競争入札において入札に参加させなかった者があった
場合の参加させなかった理由

(施行令第 7 条第 2 項第 2 号関係)

- ・ 市発注 土木工事 茨城県土浦市
 建築工事 滋賀県近江八幡市
 設備工事 千葉県銚子市
- ・ 町村発注 建築工事 茨城県大宮町

競争参加資格確認通知書

平成14年 月 日

(株)

代表取締役社長 様

近江八幡市長 川端 五兵衛 印

先に申請のあった近江八幡市と 工事に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

工 事 名	第 号 工 事
競争参加資格の有無	無
	競争参加資格がないと認めた理由； <ul style="list-style-type: none">・ フォークリフトの購入が必要。・ 処理工程に人的手間、時間がかかる。・ 危険部位とされている部位を何度も移動させることは、安全上好ましくない。・ 危険部位の消却灰は適切な処理場で処分するよう定められているため、灰の利用はできない。

なお、競争参加資格がないと通知された方は、市長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、平成14年 月 日までに総務部契約検査課へその旨を記載した書面を提出してください。

公表年月日 平成14年 月 日

法律施行令第7条第2項第2号に規定する事項の公表

一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称並びにそのものを参加させなかった理由の公表

工事名：高度第 号 電気設備工事

入札日：平成14年 月 日

入札に参加しようとした者の 商号又は名称	入札参加資 格の有無	その者を参加させなかった理由
株式会社	有	
株式会社 支社	有	
株式会社 支店	無	入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格 (過去10年間の施工実績：変圧器容量1000 kVA以上の工事)を有していないため。
株式会社 支社	有	
株式会社 支社	有	
株式会社	有	

大総第 号
平成14年 月 日

一般競争入札参加資格確認通知書

特定建設工事共同企業体 様

大宮町長 矢数 浩

先に申請のあった一般競争入札の参加資格について、下記のとおり決定したので通知します。

記

申請のあった件名	工事
入札日時	
入札執行場所	
予定価格	
入札参加資格の有無	無
参加資格がないと認めた理由	構成員資格要件不備によるため（主任技術者の国家資格）

- （注）
- 1 この通知は、図書設計等の閲覧又は貸与の際及び入札の際に提示すること。
 - 2 この通知を紛失したときは、直ちにその旨を届けること。
 - 3 この決定に不服がある場合には、行政不服審査法の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大宮町長に対して異議申し立てをすることができます。

指名業者選定理由書

対象工事名	工事
工事の種類	土木一式工事
予定価格	円
発注金額区分(等級)	C等級

上記工事の指名業者については、「豊後高田市が発注する工事請負契約に係る指名基準」に基づき、次のとおり選定(税込み)を行った。

指名基準	評価項目	対象業者数
有資格業者	土木一式工事C等級に格付け又は認定されている業者	61
当該工事に対する地理的条件	本店の所在地が豊後高田市内にある。8者	9
当該工事に対する地理的条件	営業所を開設し納税等の貢献度のある者 1者	
不誠実な行為の有無	指名停止(不誠実な行為以外の指名停止を含む。)期間中でない	9
経営状況	銀行取引停止期間中でない	9
指名業者数		9者

指名業者選定理由書（公表用）

公表年月日：平成14年 月 日

工 事 名	平成 年度施行 工事（ ）
工 事 場 所	大和村 地内
発 注 業 種	建築一式
入 札 執 行 日	平成14年 月 日
予定価格に105分の 100を乗じて得た価格	- 金 , , 円也

指名決定業者は平成14年 月 日付で公表済み。

指 名 理 由	
指名業者については、「大和村建設工事指名競争入札参加者選定基準」の規定に基づき選定した。	
指 名 基 準	評 価 項 目
1 有資格業者	建築一式工事 A級
2 施行についての 技術的特性	同種工事の施工実績がある等、技術的能力があると認められる。
3 不誠実な行為の 有無	指名停止期間中でないもの
4 経営状況	主要取引先からの取引停止など経営状況が不健全であると認められない。
5 信用度	一括下請など下請契約関係が不適切あるいは暴力団が経営を支配する建設業者であると認められない。
6 安全管理の状況	労働基準監督署からの改善指導に継続して従わないなど請負業者として不適切であると認められない。
7 労働福祉の状況	建設業退職金共済組合等との退職金共済契約の締結等が適切であると認められる。
8 手持ち工事量及 び指名回数等の 機会均等	手持ち工事の状況から見て当該建設工事を施工する能力や指名回数等の機会均等などを総合的に考慮する。

公表用

入札・契約の内容

	所管	基盤整備課
	仕様書番号	号
工事の名称	事業 工事	
工事場所	大和町 地内	
工事概要	中耐RC4階建12戸	
工期	平成15年 月 日から 平成15年 月 日まで	
落札価格	, , 円(税込み)	
選定理由	大和町建設工事入札参加資格者名簿登載者より、建築一式A等級・県内に事業所があり、対象工事に対する技術的特性及び施工場所に精通していることを満たすものより選定した。	

入札年月日	平成15年4月21日						
入札者氏名・名称	第1回		第2回		第3回		備考
	順位	金額(千円)	順位	金額(千円)	順位	金額(千円)	
(株)	4	,					
(株) 支店	6	,					
(株) 支店	7	,					
(株)	2	,					
(株)	3	,					
(株)	5	,					
(有)	9	,					
(株) 営業所	8	,					
(株)	1	,					落札
上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額である。							

当初契約の内容	相手方	住所	大和町
		氏名・名称	(株) 代表取締役
	請負金額	, , 円(税込み)	
	工事場所	大和町 地内	
	工事概要	中耐RC4階建12戸	
工期	平成15年 月 日から 平成15年 月 日まで		

低入札価格調査により排除した場合の排除理由
(施行令第 7 条第 2 項第 6 号関係)

- ・ 市発注 建築工事 石川県金沢市
- ・ 町村発注 土木工事 山形県余目町

低入札価格調査報告書

低入札価格審査員 様

監理課長

下記のとおり低入札価格調査を実施したので報告します。

次順位者 (株)

落札

工 事 名	工事 (建築・設備)		調査対象業者名	株式会社		建築 C
設計担当課	営繕課		予算執行課	緑と花の課		
設計金額			比較調査基準価格算出根拠	税抜き設計金額と業者見積金額の比較 (単位 円)		
				(A)設計金額	(B)業者見積	差し引き(B) - (A)
予定価格	(A x 1.05) 円	(入札書等比較金額 A) 円	直接工事費	直接工事費		
調査基準価格	(B x 1.05) 円	(比較調査基準価格 B) 円	共通仮設費	共通仮設費		
入札書記載金額		円	現場管理費 相当額 x 0.2	現場管理費 相当額		
			合計	一般管理費		
履行の可否	可 ・ 否		調査基準価格 算出の特記事項	上記合計額が予定価格の10分の8.5を超えるので予定価格に10分の8.5を乗ずる。		
調査概要及び 契約担当者等の 意見	<p>平成13年月日()午後 時 分から事情聴取を実施し、各調査表を精査したところ、次のとおり今回の入札金額では契約に適合した履行がなされないおそれがあると思われま。</p> <p>鉄骨工事はRグレード工場での製作が必要であり、入札者の見積金額では、施工は難しいと考えられる。また屋根工事についても同様に安価に見積もられている。以上のことから、下請負人に相当の負担を強いることが懸念される。</p> <p>工事費内訳書における各工種の単価が未記入の状態であり、入札書の記載金額の信憑性が疑われる。(入札者からは積算を誤ったとの申立を受けている。本来の見積金額から通常の利幅である20%を安易に減じて入札金額とした。)</p>					

上記調査結果に対する低入札価格審査員の意見	審査員	助役	企業局長	農林	土木	建設	営繕	総務	特記事項
	履行可								
	履行不可	㊟	㊟	㊟	㊟	㊟	㊟	㊟	

監 理 課 長 決 裁 欄	
可	否 ㊟
決定年月日	平成13年月日

		総務課長	企業課長
印	印	印	印

平成15年 月 日

町長 原田 眞樹 殿

入札執行者
助 役

低入札価格調査結果報告書

平成15年 月 日執行の「 工事」の入札について、最低入札金額を入札した1社につき、執行通知書裏面の第15項で規定しております低入札価格調査基準額を下回ったため、適正な工事の施工が可能であるかの調査を行いましたので、下記のとおり調査の内容、経過また結果について報告いたします。

記

1. 工事名 工事
2. 最低金額入札者 (株)
3. 入札金額 , , 円
4. 調査内容 適正な工事の施工の可否(工事費積算内訳書)
5. 調査経過 余目町低入札価格調査制度内規にて定めた調査機関である助役、総務課長、管財係長、担当課である企業課長補佐の出席の下、(株) より、工事費積算内訳書の提出を求め調査を実施したところ、 工事において(株) と企業課の設計書との見積額の間には大きな乖離が見られ、業者への聞き取りによるところ、企画通りの工事の施工は不可能であるということであった。
6. 調査結果 以上の調査の結果に鑑みて、今回の入札金額による適正な工事の施工は不可能であるとの意見で一致。よって、次順位落札者の(有) を落札者とすることに決定した。

総合評価方式を行った理由

(施行令第7条第2項第8号イ関係)

- ・ 町村発注 建築工事 山形県西川町

民間活動支援施設整備事業設計提案要綱

1 提案の目的

民間活動支援施設『 』の新築工事を施工するにあたり、建築設計業務の目的及び内容に最も適した設計者を選定するため、総合評価指名競争入札方式を採用して、自然環境と調和した施設整備を図るために設計案を提案していただくものである。

2 課 題

別紙「民間活動支援施設『 』設計条件書」に基づいて建築計画を策定していただくこと。

3 提案図書等（提案書と提案関連図書類）

建物の全体平面図	1 枚（A 2 版）
建物の立面図〔正面、任意〕	1 枚（A 2 版）
配置図	1 枚（A 2 版）
動線計画図	1 枚（A 2 版）
設備計画	A 4 版
仕上概要表	A 4 版
工事概算書	A 4 版
民間活動支援施設新築特記事項提案書〔提出任意〕	

提案図書等の内容及び様式

- ・ はA 2 版横とし、表紙「民間活動支援施設新築設計提案書」を添えること。
- ・ は、A 4 版にまとめ各々表紙を添え、 は提案ある場合、表紙「民間活動支援施設新築特記事項提案書」を添えること。

4 提案図書等の提出部数

各々3部を提出すること。
（1部は会社名記入、2部は無記名）

総合評価方式により落札者を決定した場合の落札理由
(施行令第 7 条第 2 項第 8 号八、二関係)

- ・ 町村発注 建築工事 山形県西川町

木のふれあい空間設備促進緊急対策事業における民間活動施設建設
にかかる設計業務にかかる総合評価入札

A案 評価値一覧表

	A	B	C	D	E	F	G	合計
周囲の環境との調和	5	4	6	5	7	6	5	38
雪処理	3	2	3	5	4	3	2	22
西川町らしさ	3	2	4	5	2	2	3	21
機能性	3	3	5	6	4	3	2	26
使い易さ	3	2	4	6	3	3	3	24
維持管理性	3	3	3	5	3	3	3	23
合計	20	16	25	32	23	20	18	154

木のふれあい空間設備促進緊急対策事業における民間活動施設建設
にかかる設計業務にかかる総合評価入札

B案 評価値一覧表

	A	B	C	D	E	F	G	合計
周囲の環境との調和	0	2	3	2	5	4	3	19
雪処理	2	2	3	2	3	3	2	17
西川町らしさ	0	3	3	2	2	2	4	16
機能性	1	2	3	2	2	3	3	16
使い易さ	0	1	3	2	4	3	2	15
維持管理性	3	2	3	3	4	3	3	21
合計	6	12	18	13	20	18	17	104

木のふれあい空間設備促進緊急対策事業における民間活動施設建設
にかかる設計業務にかかる総合評価入札

C案 評価値一覧表

	A	B	C	D	E	F	G	合計
周囲の環境との調和	7	8	9	8	7	8	6	53
雪処理	10	7	9	9	7	6	7	55
西川町らしさ	8	8	8	7	7	7	6	51
機能性	6	6	5	5	7	5	5	40
使い易さ	6	4	5	4	7	5	5	36
維持管理性	8	8	5	5	7	6	6	44
合計	45	41	41	38	42	37	35	279

木のふれあい空間設備促進緊急対策事業における民間活動施設建設
にかかる設計業務にかかる総合評価入札

D案 評価値一覧表

	A	B	C	D	E	F	G	合計
周囲の環境との調和	8	6	6	7	5	8	6	46
雪処理	9	6	8	8	6	6	5	48
西川町らしさ	10	9	7	5	6	7	9	53
機能性	9	7	7	8	6	7	8	52
使い易さ	8	9	8	8	6	8	6	53
維持管理性	6	8	6	7	6	7	5	45
合計	50	45	42	43	35	43	39	297

民間活動支援施設『(仮称) ちくもく交流館』計画条件に対する設計提示概要

山形県西川町

区分	項目	A	B	C	D
構造と規模	<p>構造 木造平屋</p> <p>配置 南北に縦長(浴室北側)</p> <p>規模 延べ床面積 約720</p> <p>機能 交流 研修室 実習体験・料理実習室 浴室 玄関 ホール トイレその他 駐車場</p>	<p>×</p> <p>【良い点】</p> <p>【悪い点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の谷が数ヶ所ある ・各室配置複雑 ・室内空間広さ感じられない ・屋外活動スペースが室内にない(外に出ている) ・実習体験室が狭い ・玄関と浴室が各々端にあり動線が長い ・交流研修室から風景見えない 	<p>×</p> <p>【良い点】</p> <p>丸太材を沢山使用</p> <p>【悪い点】</p> <p>建物の外観ミスマッチである</p> <p>入り口南向き、冬期間の出入りに疑問</p> <p>玄関、車乗り入れは可</p> <p>各室の位置関係鍵なりで複雑、死角が多く管理上疑問</p> <p>玄関と浴室が各々端にあり動線が長い</p> <p>和室2室、休息室、条件項目にないが設計に入っている</p>	<p>切妻、外観最もシンプルな形状</p> <p>【悪い点】</p> <p>入り口スロープで南向き、冬期間出入りに疑問</p> <p>体験実習スペースが南側にあるが、Cのみ入り口と接続していない、利便性よくない</p> <p>外観単純だが内部形状やや複雑、スロープ部狭く動線的にも長い</p> <p>交流研修室から風景見えない</p> <p>和室2室、家族風呂、条件項目にないが設計に入っている</p>	<p>【良い点】</p> <p>・シンプルな形状(外観内部とも)</p> <p>・入口建物中心にあるのはDのみ、浴室利用と交流施設利用の区分けが容易にでき、動線的にも短い</p> <p>【悪い点】</p> <p>基礎工1,500と高い反面階数が多い</p> <p>・ホール部の機能集約図られているが、駐車場から見えない</p> <p>・トイレ位置検討が必要</p>
概算費用	<p>建築費 216百万円(建築主体 電気設備、給排水設備、機械設備費含む)</p>	216万円	216万円	×231百万円 融雪設備工事分オーバーしているが条件にない	216万円
留意事項	<p>計画設計</p> <p>大井沢地域の原風景や景観にあった建物雪処理を考慮した屋根形状や軒の高さ廃湯の段階的排除方法と浴室洗いの廃水浄化対策</p> <p>高気密、高断熱対策(厳冬地域)</p> <p>材質</p> <p>構造材に西山村材を採用開口部や内外装にできる限り多くの地域材を活用</p> <p>法的規制</p> <p>都市計画建築規制 都市計画区域(建ぺ率70% 容積率400%)</p> <p>公衆浴場法対象予定施設</p> <p>旅館業法対象外施設</p>	<p>×</p> <p>【悪い点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物と敷地境界まで距離が少なく機械が入れない ・機械室1Fにある(質疑事項で地下室にした) <p>【冷暖房施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暖房設備(温水暖房) ・冷房設備(脱衣室のみ) ・カラーアルミサッシ ・複層ガラス 	<p>×</p> <p>【悪い点】</p> <p>施設本体、浴室間に渡り廊下あり、機械除雪困難</p> <p>【冷暖房施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房部 エアコン方式 ・暖房のみ部 F F方式 ・アルミ樹脂一体サッシ ・ペアガラス 	<p>【良い点】</p> <p>切妻屋根のため機械除雪が一番楽</p> <p>【悪い点】</p> <p>煙突の位置検討が必要</p> <p>【冷暖房施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温水式床暖房とF F式灯油暖房の併用 ・冷房なし ・アルミサッシ 	<p>【良い点】</p> <p>壁面の出入り少なく機械除雪し易い</p> <p>【冷暖房施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温水式床暖房とF F式灯油暖房の併用+一部パネルヒーター併用 ・冷房なし ・断熱アルミサッシ ・ペアガラス
浴室イメージ	<p>住民の集いふれあい 憩い・健康づくりの湯</p> <p>浴場から四季の自然の豊かさを鑑賞できること</p> <p>地域スケールにあった適切な規模の施設であること</p>	<p>×</p> <p>【良い点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴室からの眺望は良い <p>【悪い点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴槽が大きい ・廃湯利用の消雪対策が提案されているが大井沢の豪雪で本当に有効か疑問あり 	<p>×</p> <p>【良い点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴室からの眺望は良い <p>【悪い点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丸太材利用することで木のふれあい図られる ・浴室、卵形形状ユニークだが機能的に疑問、浴槽三角形入れる人数に制限 	<p>【悪い点】</p> <p>浴室からの眺望は構造上他家よりは良くない</p>	<p>【良い点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴室からの眺望は良い ・最もシンプルな形状
温泉システム	<p>源泉加熱常時注入+浴槽循環ろ過方式</p> <p>源泉流量 53.4t/日</p> <p>水道水量 通常時 9.8t/日 ・8t程度の貯水タンク設置</p> <p>汚水排水量 計 63.2t/日</p>	<p>×</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴槽が条件面積より広く提案されている為、湯量廃湯量等が待ち提示条件より多い 	町提示の温泉給湯設備設計による	町提示の温泉給湯設備設計による	町提示の温泉給湯設備設計による
浴場諸元	<p>機能</p> <p>浴室、脱衣室、前室、通路、その他等</p> <p>浴槽 室内(男女)</p> <p>3.5×2.0×0.6×2 (S=14㎡・V=8.4m)</p> <p>脱衣かご数 50個程度</p> <p>湯カラン数 20 "</p>	<p>×</p> <p>【悪い点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴槽が条件面積より広く、大小2つの浴槽が特記事項で提案されているが、条件項目から見ると、過剰である 	<p>×</p> <p>【悪い点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サウナ室提案されているが、条件項目になく、また不必要と解される 	<p>×</p> <p>【悪い点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族風呂提案されているが、条件項目になく、また不必要と解される 	<p>【良い点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね条件満たしている
専門科の参考意見	<p>【全般的な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン(健康者も傷害者も同一の場所を利用する)に配慮すべき ・冬期間は、雪囲いをした場合景観がみすぼらしくならないような配慮 ・浴室を2種類にすることで2倍楽しく ・交流研修室は寒河江川よりに配慮することで、眺望良くなる ・軒をどういう形にするかで建物の表情が変わってくる、留意されたい 	<p>【悪い点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根が複雑(デザインの未処理) ・車椅子様スロープはU字型で利用大変 ・通路からトイレ内が解放されすぎ(女性に配慮) ・交流研修室からの眺めよくない(トイレ、機械室見える) ・浴室入り口付近での洗身よくない ・玄関入り口から浴室までの通路がよくない(裏道を行く感じとなっている) 	<p>【悪い点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形がよくない(景観に合わない) ・設計書自体に丁寧さが無い ・なぜこの形にしたか意図が理解できない(余った場所を物置にしたという感じ) ・浴室入り口の通路スムーズに通れない ・浴室の一方から月山が眺望できない 	<p>【良い点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統にマッチしたシンプルなデザインである <p>【悪い点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交流研修室が県道側であり、眺めよくない ・更衣室の扉がないのは良いが、通路から見えてしまう 	<p>【良い点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部を除いて良いデザインである(浴室と交流施設間の屋根つなぎ部が複雑) ・浴室内のテラスに出てみたくなる雰囲気ある ・交流研修室からの眺望が良い <p>【悪い点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホールから更衣室が丸見えである

随意契約における相手方を決定した理由

(施行令第 7 条第 2 項第 1 0 号関係)

() 少額随契の場合

(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号)

- ・ 市発注 土木工事 高知県土佐市
- ・ 町村発注 土木工事 香川県内海町
 設備工事 福島県伊南村

随 意 契 約 理 由 書			
工事号及び 工事番号	平成 年度繰越明許 工事		
工事場所	土佐市 町		
工事概要	施工延長 L = 1.4 m、L型擁壁（プレキャスト）L = 1.4 m、L型水路 L = 1.4 m 坂路工 1箇所、舗装工 A = 1.3 m ²		
請負対象額	, , 円		
契約年月日	平成15年 月 日	契約金額	, , 円（税込み）
契約の相手方 の商号・住所	（有） 土佐市 代表取締役		
契約の相手方 の選定理由	<p>当箇所は、以前の改良工事（H. 緊道整（ ）第 号）において、施工予定区 間であったが、民地間の境界線位置の確定が出来ず用地買収が困難となり施工が出来 なかったが、二次製品であるL型プレキャスト擁壁作製に日数を要するため、当区間 の材料も発注済みであったため請負業者に保管してもらっている状況である。現在に 至るまで地権者と協議した結果承諾を得たので、農地への耕作時期に支障を来さない よう本工事を早急に実施したい。よって別添設計額の範囲内である見積書金額のと おり上記業者と随意契約してよろしいか。</p>		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による		

平成14年度内海町工事 随意契約理由一覧

工事（業務）名	当初契約金額	随契理由
工事	’	少額随契：金額 130 万以下 緊急の必要：石垣の中まで空洞になっており早急に修繕しないと危険なため地元業者に発注
工事	’	少額随契：金額 130 万以下 緊急の必要：航行上危険であり緊急を要するため設置業者に発注
工事	’	少額随契：金額 130 万以下 緊急の必要：路面がひどく荒れているが街灯もなく早急を実施しないと危険であるので1業者しかない町内業者に発注
工事	’	少額随契：金額 130 万以下 緊急の必要：通行上危険であり緊急を要するため地元業者に発注
工事	’	少額随契：金額 130 万以下 緊急の必要：落石があった路線であり緊急を要するため地元業者に発注

発 議 書

村長	助役	総務課長	決裁区分	保存区分	廃棄年月	
印	印	印				
主管課長	係長	担当者	課員		合議先	
印	印	印				
決裁	.	.	先方の 文 書	第 . . 号	起案 処理	第 14・11・20 号
施行	.	.				
起案者	建設課	建設係	印		用紙	紙 判
氏名					浄	発送用
あ て	店	発 信 者	村長・役場 課長 ()		事務用	枚
					添付	枚
件 名 工事の実施及び見積依頼について						
<p>このことについて 下記 のように 報告、回答、通知、申請、決定 実施 してよいか 別紙 照会、依頼 伺います。</p>						
1 工事の必要性 当団地の車庫には内外とも照明設備が全く無く、夜間の利用や、車両等の点検、整備に 苦慮している。						
2 工事の内容 電力引き込み配線及び蛍光灯3基とスイッチ3ヵ所設置（電気料は入居者負担）						
3 見積依頼業者名						
店						
4 随意見積の理由						
1) 当団地が東北電力社宅の頃から電気設備の点検及び修繕を施工しており、宅内配線等熟知している。						
2) 工事費が50万円以下と見込まれる。(6万円程度)						
根拠法令 伊南村財務規則第125条、127条						

随意契約における相手方を決定した理由

(施行令第 7 条第 2 項第 1 0 号関係)

() 緊急の必要により競争入札に付することができない
場合

(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号)

- ・ 市発注 建築工事 大分県中津市
 設備工事 青森県青森市
- ・ 町村発注 土木工事 高知県春野町

(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に相当する場合)

随 意 契 約 理 由 書

(適用条項) 地方自治法施行令 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号

(適用条文) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき

随意契約理由 (詳細に記載する事)

このたび、市営 住宅 号において火災 (小火) が発生し、緊急に居間及び台所の改修が必要となった。

このため、同住宅団地内で別件の修繕業務を実施しており、現場に精通し且つ同時進行で迅速な施工が図られる下記業者に発注したい。

業者名 (株)

中津市

随意契約の理由及び見積書を一人から徴する理由

工 事 名	工事
契約相手方	株式会社

本工事は、青森市 工場の深井戸ポンプが漏電、過電流で故障したので、これを早急に取替補修するものである。

同工場で使用している水はプラント用水、飲料水ともすべて井戸水を使用し、 町会、生活用水としても供給している。当該ポンプの故障は、焼却炉の停止によるごみの受け入れ停止と 町会への影響が多大である。よって本工事はごみの受け入れ業務及び同町会への影響を最小限に抑え、最短工期での復旧が必要となる。

(株)は、これまで同工場の深井戸ポンプ取替工事の実績があり、既存設備の構造等を熟知しており、本工事に迅速に対応することができる。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により (株)との間において随意契約し、及び青森市財務規則第124条ただし書きにより1人から見積書を徴するものである。

随 意 契 約 理 由 書			
工事名及び 工事番号	平成 年度 工事		
工事場所	吾川郡春野町		
工事概要	土工 14.0m、マンホール 1箇所(2号マンホール) 圧送 14.0m(VP 75mm)		
請負対象金額	, , 円(税込)		
契約年月日	平成13年 月 日	契約金額	, , 円(税込)
契約の相手方 の商号・住所	株式会社 吾川郡		
契約の相手方 の選定理由	<p>当工事は河川災害復旧に伴うものであるが、 地区の使用開始に向けて早急に行わなければならない工事である。</p> <p>契約業者は、現在 管路工事の施工中であり、労務及び材料の手配が早急にできる事が選定理由である。</p>		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項第3,5号		

随意契約における相手方を決定した理由

(施行令第 7 条第 2 項第 1 0 号関係)

() 競争入札に付することが不利と認められる場合

(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 4 号)

- ・ 市発注 土木工事 静岡県伊東市
- ・ 町村発注 建築工事 茨城県十王町

随 意 契 約 理 由

松尾川支川の現在の流下状況は、寺境内（借地）を通り県道横断後、小学校沿いに流れ（準）松尾川へ流入している状況にあります。

しかし、この区間の寺境内（借地）において、寺住職より貸地区間の既存水路から発生する悪臭が著しいため辺地願いの申し入れがあり、新たな水路付け替え等について検討してまいりましたところ、現在、県熱海土木事務所発注による交通安全施設1種事業が小学校沿いにおいて進められており、この事業内容は松尾川支川を暗渠化（カルバート設置）し歩道新設を実施する工事であることから、県土木と協議し小学校側の歩道工事施工に合わせ、カルバートの河床を下げ寺隣接地に位置する青線箇所へ新たに横断暗渠を設置し、寺境内（借地）の水路を切り離し返地する計画を申し入れた結果、同意が得られた。

このことから、本工事を仮に2社で施工すると通行車両や工事用の重機械等で交通の流れが輻輳し工期的に遅延のおそれがあることから、現在、県工事を実施中の業者に施工させることで、「工期の短縮」「安全管理」「円滑化」等適切な施工ができる等有利と認められるとともに、別紙合算経費額算出調書のとおり「
 , 円」の経費の節減が図れる事から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第4号の規定に基づき、（有）
 と随意契約を締結したい。

随意契約の内容と相手の選定理由の公表

企画 課

工 事 の 名 称	第 号	工 事
場 所	十王町	
種 別	建築工事	
工 事 の 概 要	外気流入防止 一式、街灯設置 一式、温泉受水槽増設 一式	
工 事 着 手 の 時 期	平成14年 月	
工 事 完 成 の 時 期	平成14年 月	
予 定 価 格	, , 円	
契 約 年 月 日	平成14年 月 日	
契 約 金 額	, , 円	
契約相手の選定理由	<p>本工事は、平成13年 月 日 ・ ・ 特定建設共同企業体（代表 ）と契約を締結した工事に引き続き施工される工事であり、前工事と今回工事は一体的構造物の構築等を目的とし、かつ前工事と施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる工事である。したがって、上記共同企業体構成員である、 、 、 の3者から見積を徴収し、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号により、随意契約で締結した。</p>	
契相 約手 の方	住 所	千葉県千葉市
	商号及び名称	株式会社 支店
	代 表 者	支店長

注1： 建設工事一件につき1葉で作成すること。

注2： 予定価格及び契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格である。

注3： 契約相手の選定理由については、具体的に記載すること。

随意契約における相手方を決定した理由

(施行令第 7 条第 2 項第 1 0 号関係)

() 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みの場合

(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 5 号)

- ・ 市発注 土木工事 大分県津久見市
- ・ 町村発注 土木工事 富山県八尾町
 設備工事 高知県伊野町

随意契約理由書

(適用条項)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号、第4号及び5号

(適用条文)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第7号まで

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるために必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
(3) 緊急の必要により競争入札に適しないものをするとき。
(4) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
(5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
(6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
(7) 落札者が契約を締結しないとき。

(具体的理由)

下水道課発注の()地区の工事において地元説明をおこなったところ施工区間に道路側溝が無く雨天時に宅地内に流れ込む雨水が多いことから 区より側溝布設の要望を受けた。今回の下水道工事は全面舗装を計上しているため施工後の側溝設置は再度舗装影響部が生じるため同時に施工することが適切と思われる。そのため早急な対応と施工ができ、加えて工事価格比較表のとおり工事費、諸経費等、10%以上経費の節減ができることから、有利と認められる(株) と随意契約したい。

適用条項が地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第5号までの規定にあつては、(裏面)の公共工事における随意契約の基準を参考に、事案に応じて、詳細な理由を記載すること。

(1) 工事価格比較表

名 称	算 式	競争入札の場合	随意契約の場合	比較増減
直接工事費		, ,	, ,	,
諸経費計	A+I+U	, ,	, ,	,
A 共通仮設費		, ,	, ,	,
I 現場管理費		, ,	, ,	,
U 一般管理費		, ,	, ,	,
工事価格	+	, ,	, ,	,

この表は、具体的理由が、時価に比べて著しく有利な価格で契約を締結する場合及び経費の節減が理由の一つである場合に使用する。

(2) 上記比較表のうち、著しく節減できる主な経費

直接工事費	千円
A 共通仮設費	千円
I 現場管理費	千円
U 一般管理費	千円

随 意 契 約 理 由

契約業者名 (有)

工事の名称 工事(工区その)

随意契約理由 本工事は、八尾町 地内において、公共下水道工事に伴い水道管が支障となったため、水道管移設工事を施工するものである。

(有)は、公共下水道工事の請負業者で、下水道工事の掘削断面を利用して水道管を布設することにより、下水道管と同時施工で水道管を布設することができ工事費が安価になる。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第4, 5号により、 (有)と随意契約を締結するものである。

随意契約理由書			
工事名及び 工事番号	平成 年度 工事 枝第 号		
工事場所	伊野町		
工事概要	自動計測システム設置		
契約年月日	平成 1 5 年 月 日	契約金額	, , 円 (税込)
契約の相手方 の商号・住所	(株) 東京都千代田区		
契約の相手方 の選定理由	平成 年度に地すべり観測器及び警報機を設置し、観測業務を (株) に委託していたが、本年度は、今後のランニングコスト縮減のため、自動通報システムと自動計測システムを導入するために、前年度設置の観測器及び警報機を利用でき、現地調査の必要も生じないことから、前年度受注業者である (株) を選定。		
根拠規定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号		

随意契約における相手方を決定した理由

(施行令第 7 条第 2 項第 1 0 号関係)

() 競争入札に付し入札者が不在の場合、又は再度の入札に付し落札者が不在の場合

(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号)

- ・ 市発注 土木工事 島根県浜田市
 建築工事 千葉県東金市
- ・ 町村発注 土木工事 高知県西土佐村

随 意 契 約 に つ い て

公表年月日 平成14年 月 日

1 工 事 名	工事
2 工 事 場 所	東金市
3 種 別	建築一式
4 工 期	平成14年 月 日 ~ 平成14年 月 日
5 工 事 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ R C 製プール本体工事 1 式 ・ プールサイド床工事 1 式 ・ 循環濾過配管工事 1 式 ・ 排水配管工事 1 式
6 契約業者名・住所	東金市 (有)
7 随意契約の理由	再度入札の結果、落札者がいないため地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、最低価格を提示した(有) と随意契約に付す。

随 意 契 約 理 由 書			
工事名（委託業務名）及び工事番号	平成 年 工事		
工事（委託）場所	西土佐村		
工 事 概 要	土地造成工 切土工 1 5 5 m ³ 、石積 2 7 m ² 公園整備 すべり台 1 基、シーソー 1 基、野外卓 4 個、ベンチ 1 0 個 場内整備工 外柵擬木 1 0 4 m、石敷路盤 5 4 7 m ² 給排水衛生設備工 給排水管 2 8 0 m、トイレ器具各 1 個、浄化槽 1 基 建築設備工 木造便所 1 8 0 0 × 2 7 0 0 電気設備工 蛍光灯 3 箇所		
請 負 対 象 金 額	¥ , - （内消費税 ¥ , - ）		
契 約 年 月 日	平成 1 3 年 月 日	契 約 金 額	金 , 円（税込）
契 約 相 手 方 の 商 号 ・ 住 所	(株)		
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>指名競争入札参加者に再度入札をさせたが落札者がなく、このことから新たに入札参加者を指名し更改入札を行っても契約締結ができないものと認められるため随意契約を行う。</p> <p>入札参加者の最低入札者と協議の結果、予定価格と同額で契約することに同意が得られたので上記業者と契約する。</p>		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号		

金額変更を伴う契約変更をした場合の変更理由
(施行令第 7 条第 3 項号関係)

- ・ 市発注 建築工事 大阪府藤井寺市
 設備工事 石川県小松市
- ・ 町村発注 土木工事 鹿児島県伊集院町

工事の設計変更理由書

標記の件につきまして、該当工事に設計上、各学校と同様に置床式の下地工法を採用するに当たりまして、床下のコンクリート土間の有無、強度等の調査を行いました。が、既存の床下換気口からの目視による調査しかできず、コンクリート土間が存在することは確認できましたが、強度的なものは確認できませんでした。

また、既存の建物設計図書が保存されておらず、通常の土間コンクリート（厚さ100mm以上）有筋（9mm筋またはワイヤーメッシュ）構造であると想定し設計を行い、工事を発注し、着手しましたところ現状の土間コンクリートは厚さ30mm、厚いところでも50mm程度しかなく、さらに無筋で単なる防湿用のコンクリート（通常は防湿フィルム等の抑え、保護に使用するコンクリート）であることが判明しました。

これらのことを請負者より置床式の方法メーカーに確認させましたところ、コンクリートの強度不足（別添の請負者及び材料メーカーによる報告書）による床の沈下等の発生が考えられますので、別紙のとおり床下部分の設計を変更して執行しようとするものです。

伊集院町公共工事等契約内容公表書（変更）

（単位：円）

契約の相手方の 商号又は名称	有限会社 代表取締役
同上に係る住所	
公共工事等の名称	工事
工事の場所	伊集院町 地内
工事の種類	土木工事
工事の概要	改良延長 L = 45.00m 排水工(300*300) L = 45.00m 排水工(L型側溝) L = 20.00m 舗装工(本線) A = 130.00m ² 舗装工(補修) A = 130.00m ²
工事着手の時期	平成14年 月 日
工事完成の時期	平成15年 月 日 (変更前 平成15年 月 日)
契約金額	- 金 , 円 (A) (変更前 - 金 , 円)
	(, 円) 契約金額の内、消費税及び地方消費税相当額
予定価格	円 契約金額(A)が500万円以上の場合
随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由	
変更契約の理由	当初、拡幅部及び掘削部位外の舗装工はオーバーレイによる表層工のみ計画していたが、現況の路盤状態が悪く、オーバーレイによる表層工だけではクラックの発生や耐久性等の問題があるため、現況の表層を除去し、下層路盤工からの施工とし、路盤の安定と耐久性を向上させる。また本路線の中間部から終点間(未着手区間)のアスファルト路面に欠損した箇所が多く、通行に危険であるため、アスファルトによる路面補修を追加する。

- (注意) 1 本公表書については、契約締結後速やかに公表するものとする。
 2 予定価格については、契約金額が500万円以上を対象として公表するものとする。
 3 契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、本公表書を作成し、公表するものとする。